

環境物品等の調達の推進を図るための方針（令和5年度）

独立行政法人国立病院機構

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第7条第1項の規定に基づき、令和5年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

I 特定調達物品等の調達の目標

個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年2月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目毎に判断の基準を満たすもの。）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1. 紙類

調達を実施する場合の調達目標は、100%とする。

情報用紙（コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙） 印刷用紙（塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙） 印刷用紙（塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙） 衛生用紙（トイレットペーパー、ティッシュペーパー）

2. 文具類

調達を実施する場合の調達目標は、100%とする。

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱 公印	ゴム印 回転ゴム印 定規 トレー 消しゴム ステープラー ステープラー（汎用型以外） ステープラー針リムーバー 事務用修正具（テープ） 事務用修正具（液状）
--	---

<p>クラフトテープ 布粘着テープ（プラスチック製クロス テープを含む。） 両面粘着紙テープ 製本テープ ブックスタンド ペンスタンド クリップケース はさみ マグネット（玉） マグネット（バー） テープカッター パンチ（手動） モルトケース（紙めくり用スポンジ ケース） 紙めくりクリーム 鉛筆削（手動） OAクリーナー（ウェットタイプ） OAクリーナー（液タイプ） ダストブロワー レターケース メディアケース マウスパッド OAフィルター（枠あり） 丸刃式紙裁断機 カッターナイフ カッティングマット デスクマット OHPフィルム 絵筆 絵の具 墨汁</p>	<p>のり（液状）（補充用を含む。） のり（澱粉のり）（補充用を含む） のり（固形） のり（テープ） ファイル バインダー ファイリング用品 アルバム つづりひも カードケース 事務用封筒（紙製） 窓付き封筒（紙製） けい紙 起案用紙 ノート パンチラベル タックラベル インデックス 付箋紙 付箋フィルム 黒板拭き ホワイトボード用イレーザー 額縁 テープ印字機等用カセット テープ印字機等用テープ ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機（手動） 名札（机上用） 名札（衣服取付型・首下げ型） 鍵かけ（フックを含む。） チョーク グラウンド用白線 梱包用バンド</p>
---	--

3. オフィス家具等

調達を実施する場合の調達目標は、100%とする。

<p>いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー</p>	<p>傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード 個室ブース ディスプレイスタンド</p>
---	---

4. 画像機器等

調達及び新たに賃借契約を行う場合の調達目標は、100%とする。

コピー機等（コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機） プリンタ等（プリンタ、プリンタ複合機） ファクシミリ スキャナ カートリッジ等 プロジェクタ
--

5. 電子計算機等

調達及び新たに賃借契約を行う場合の調達目標は、100%とする。

電子計算機 磁気ディスク装置	ディスプレイ 記録用メディア
-------------------	-------------------

6. オフィス機器等

調達及び新たに賃借契約を行う場合の調達目標は、100%とする。

シュレッダー デジタル印刷機 掛時計	電子式卓上計算機 一次電池又は小型充電式電池
--------------------------	---------------------------

7. 移動電話等

調達及び新たに賃借契約を行う場合の調達目標は、100%とする。

携帯電話 PHS	スマートフォン
-------------	---------

8. 家電製品

調達及び新たに賃借契約を行う場合の調達目標は、100%とする。

電気冷蔵庫等（電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫） テレビジョン受信機 電気便座 電子レンジ

9. エアコンディショナー等

調達及び新たに賃借契約を行う場合の調達目標は、100%とする。

業務用エアコンディショナー 家庭用エアコンディショナー	ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ
--------------------------------	-----------------------

10. 温水器等

調達及び新たに賃借契約を行う場合の調達目標は、100%とする。

ヒートポンプ式電気給湯器 ガス温水機器	石油温水機器 ガス調理機器
------------------------	------------------

11. 照明

調達を実施する場合の調達目標は、100%とする。

LED 照明器具 LED を光源とした内照式表示灯	電球形 LED ランプ
------------------------------	-------------

12. 自動車等

調達を実施する場合の調達目標は、100%とする。

乗用車用タイヤ 2サイクルエンジン油

調達及び新たに賃借契約を行う場合の調達目標は、100%とする。

乗用車 小型バス 小型貨物車	バス等 トラック等 トラクタ
----------------------	----------------------

13. 消火器

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

14. 制服・作業服

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

制服 作業服	帽子 靴
-----------	---------

15. インテリア・寝装寝具

調達及び新たに賃借契約を行う場合の調達目標は、100%とする。

カーテン等（カーテン、布製ブラインド、金属製ブラインド） カーペット（タフテッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペット） 毛布 ふとん ベッドフレーム マットレス

16. 作業手袋

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

17. その他の繊維製品

調達及び新たに賃借契約を行う場合の調達目標は、100%とする。

集会用テント ブルーシート 防球ネット	旗・のぼり・幕類 モップ
---------------------------	-----------------

18. 設備

調達及び新たに賃借契約を行う場合の調達目標は、100%とする。

節水機器 給水栓 日射調整フィルム	低放射フィルム テレワーク用ライセンス Web 会議システム
-------------------------	--------------------------------------

調達を実施する場合は、特定調達品目毎の判断の基準を100%満たすことを目標とする。

太陽光発電システム（公共・産業用） 太陽熱利用システム（公共・産業用） 燃料電池 エネルギー管理システム

調達及び新たに賃借契約を行う場合は、特定調達品目毎の判断の基準を100%満たすことを目標とする。

生ゴミ処理機

19. 災害備蓄用品

調達を実施する場合の調達目標は、100%とする。

災害備蓄用飲料水 アルファ化米 保存パン 乾パン レトルト食品等	栄養調整食品 フリーズドライ食品 非常用携帯燃料 携帯発電機 非常用携帯電源
--	--

20. 公共工事

公共工事の中で、基本方針に位置づけられた資材、建設機械を使用する場合は、原則として、判断の基準を満足するものを使用するものとする。なお、目標の立て方については、今後、実績の把握を進める中で検討するものとする。

21. 役務

調達を実施する場合の調達目標は、100%とする。

印刷 自動車整備 庁舎管理等（庁舎管理、植栽管理、加煙試験、清掃、タイルカーペット洗浄、機密文書処理、害虫駆除） 輸配送 旅客輸送 クリーニング 飲料自動販売機設置 引越輸送 会議運営 印刷機能等提供業務

調達を実施する場合は、特定調達品目毎の判断の基準を100%満たすことを目標とする。

省エネルギー診断 庁舎等において営業を行う小売業務

調達を実施する場合の調達目標は、100%とする。

調達を実施する場合は、特定調達品目毎の判断の基準を100%満たすことを目標とする。

食堂
自動車専用タイヤ更生

22. ゴミ袋等

調達を実施する場合の調達目標は、100%とする。

プラスチック製ゴミ袋

II 特定調達物品等以外の調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

1. 特定調達物品等以外の環境物品の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するように努める。
2. OA機器、家電製品の調達に際しては、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを選択する。

III その他環境物品等の調達の推進に関する事項

1. 本調達方針は本部及び全ての病院等を対象とする。
2. 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
3. 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
4. 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、原則として基本方針で定められた自動車を利用するよう働きかける。
5. 本調達方針に基づく相談窓口は、本部総務部広報文書課とする。